

第47回委員会
資料第5号

第46回定例委員会議事録

1. 日時 昭和31年10月4日(木)午後1時40分
～3時45分

2. 出席者 藤岡、有沢委員、藤原次長、佐々木局長、
法貴次長、藤波管理課長、兼木調査課長、
堀助成課長、巨理、井上調査官、田宮、林、
別府、松友、田中、山崎

3. 議題

- (1) 国際原子力機関の規約承認について
- (2) 科研アイソトープ学校経過報告について
- (3) 燃料公社敷地について
- (4) 通常国会提出法律案について
- (5) その他

4. 配布資料

- (1) 国際原子力機関憲章採択会議に関する件
- (2) 国際原子力機関憲章採択会議議事日程
- (3) 国際原子力機関憲章採択に関する手続
- (4) 放射線の利用に関する研究並びにアイソトープ学

(1)

c111-001-012

会
号

校の設立に要する科学研究所及び科研化学の施設敷

地の借用等に関する打合

- (5) 精錬工場敷地
- (6) 法案の概要
- (7) 西ドイツRWE社の原子力開発計画(原子力メモ
才15号)
- (8) 欧州における原子力国際機関について(原子力メモ
才16号)
- (9) 才45回定例委員会議事録

5. 審議決定及び報告事項

- (1) 国際原子力機関規約の承認について
調査課長より手続等につき報告を行い諒承された。
- (2) 科研アイソトープ学校について
従来の経過及び今後の方針につき報告説明を行い
諒承された
- (3) 燃料公社の敷地について
経過につき報告を行い、調達庁を通じ日米合同委
に解除を申入れることを諒承した。
- (4) 原子力アタッシェの予算について、

(2)

報告を行い諒承された。

(5) 法案について

従来の経過及びその骨子につき説明を行い、管理
法案の大体の骨子は諒承され、障害防止法案につい
ては、専門家により構成する委員会で更に検討を加
えることとされた。

6. 議事経過

(1) 国際原子力機関規約承認について

荒木調査課長より資料1, 2, 3により全議の状況、
日程、規約の承認手続等について報告並びに説明を
行い、

(藤岡) 結構だが大体修正点はわかっているか

(荒木) はっきりとはわかっていないが-----

(藤岡) この次の委員会には湯川委員が出席する

18日には来ないかも知れないので、この次に大
体の説明をしていただいて湯川委員の諒解をとる。
あとで又修正があれば何らかの連絡をするという
方がよくないか

(荒木) 大体この前通りだが、そうしよう。

(3)

外
内

(有沢) 簡単に説明しておいてくれればあとはノド

日のは予定通りでよい。修正点はわかっているが、

(荒木) 変動があるので-----2,3日前から逐條

審議に入った。予定される点が採択まで持ちこさ

れるかわからない。大体のわかった所でやって---

----もし重大なことがあれば臨時委員会です。

(有沢) それでよい。

以上で手続について諒承。

(2) 科研アイソトープ学校について、

局長より経過を報告。

(佐々木) 石川委員からアイソトープの利用を早く

すゝめるため科研を利用するということがあり、科

研、原研とも大体話合った。この案でよければ話

をつけようということになっている。

資料(4)を朗読。

(法貴) アイソトープ学校を早速やるという話があ

ったので原研でも早く決めぬばならぬとして心配

していたが、連絡会で検討した結果、科研の中で

やることを3又年度予算要求にも出していたので、

(4)

之がはっきりしてからでないヒヤリににくいという

ことだ。そうでないと土地を借りる位になつて了

う。それまでは講習会程度となる(オノノの主管)

オノノの方は山崎研究室で色々やってもらう。それ

も契約の方法に色々あり適当にやってもらう。

(佐々木) --- 函面により説明 ---

土地、建物を借りるということだったが、尚題も

ある。億山氏の時23号館に人を移した。又動

すヒ動揺する。又社長も変った。今年は大綱の話

合に止める。たゞ講習会などに一部使う。

(有沢) 方針としてここでも研究するのが、

(佐々木) 原研の人を山崎研究室へやる。又施設な

どに買ったものをあづける。

(藤波) 本体の研究は東海村だ。学校用の実験だ。

山崎研究室の一部を借りて研究するということだ。

(佐々木) やり方としては科学技術庁が監督する。

庁の方ではやり方としては賛成だが、もう少し時

間をかけてということだ。社長の出方を待っている

状況だ。

(5)

(藤岡) 案としてはこの赤線がよい

(有沢) 予算は？

(藤波) (1)の方は本年度できる。(2)の方は金がかかり32年予算に計上要求にある。

以上で諒承された。

(3) 燃料公社敷地について。

管理課長より次の説明があった。

(藤波) 主に精錬所の敷地がある。理事を中心に東海村附近という目標で現地調査した結果、原研の南方、米軍用地の一部が適当というこゝで現在、大蔵、調達庁に下話して難しいが正式申請書を出してくれという所までいつている。

— 説明書を朗読 —

(藤岡) これは精錬所か？

(藤波) 最後の段階を中心に将来は再処理もするとの構想輸入鉱石の処理もここでやる。

(佐々木) 加工は必ずしもここでやるとは限らないが-----再処理には原研の近くがよい。

(藤岡) よその山からの鉱石の便利さはどうか？

(6)

(佐々木) 鉄、石炭のように大量の物ではない。大蔵省では武山の時の経験もあり、難しいといっている。調査方も仲々他に換地がないので困っている。

(有沢) 換地をやつてまで主張することはなかろう。

(佐々木) 事務的な話にしてくれとの事で、そのようにしよう。

— すゝめ方について諒承 —

(4) アタッシ工予算について

(荒木) 31年度の予算をチエツしたが、機密費約経費は含まれていない。

(佐々木) 反つて長期出張の方がよかつた。

(有沢) 昔の財務官のようにできないか。

(荒木) 防衛庁の駐在官がそうなりつゝある。

(佐々木) 大蔵省とも相談してみよう、又仮にこうと決つても別途の金を出して仿けるようにすべきではないかと考えるので研究中だ。

(法貴) もう少し調べた上で善後措置を考える。

(7)

次いで対外関係で次のような意見、報告があった。

(荒木) 天然ウランのドラストを先週中によこす約束をしていたが、今日電報が来た、それによると、
国務省で問題が起り遅れているが今週中にはよこせるとのことだ。

(佐々木) 細目協定は臨時国会にかけられるような
手順で進むか、それが駄目でも便法があるか？
一過石川委員に電報を打って早くやるよう手配を
頼むという風にできないか。

(法賢) そうしよう。

(有沢) アメリカも大分濃縮ウランに対する態度が
変わっているのではないか。

(荒木) 変っている 秘密解除の会談をしている
それとの関係があるのだろう。

(有沢) ウォーターボイラーの条件変更はどうなつ
たか。

(佐々木) 全部今まで通りやるということでは話がつ
いた。

(8)

(5) 法案について。

次長より、中間段階だが考え方について一応説明
し意見を求めたい旨主旨を説明

—— 障害防止法案を朗読 ——

(法賢) 管理法との関係は原子炉と燃料をぬいてい
る。

(佐々木) 旧案は許可制度だったが、現実に広く使
われているので届出にして実効あるようにすると
の観念だ。たゞ、どこかでピリッとしたものにし
ないと困るだろう。そこで容器の問題を出して、
又工場で使うものは考えていたが個人がもつ場合
何に使うかわからない少量は使えないようにした
い。

(有沢) 転売はできないか

—— 今はできる ——

(有沢) それが一番危い 所持を明らかにしないと
困る。

(松友) 使用の確認で外割に引かけている

(有沢) 受理の要件はあるか

(9)

(松友) 最終使用者はできる 施設などを調べる。

(佐々木) 考え方が二つある、一つは毒物よりもつ
と危険だ。遺伝に影響する、そこで強い制限をす
る。2は余りきつくすると利用をチェックする。
たいてい障害は根本問題だ

(藤岡) やはりやかましくやった方がよい。

(有沢) 相当嚴重な設備をしないと使えないという
風にしないと困る。

(法貴) それは技術的基準が出る。

(有沢) 販売するとき何とかさせたらよい 買った
人はわからないだろう。

(松友) 使う場合は届出義務があり 持つときは容
器に入れる。

(別府) 悪用ということ考えると利用がチェック
される。実体の判断の問題だ。

(有沢) 今まででは普及度が足りなかった。

(別府) きつい場合 販売など許可制にする 使用
者も許可制にする販売も許可-----こうしないと
悪用はチェックできない。

(10)

(有沢) 誰でも利用するのでもないから許可にしても
よいだろう。特定の人の所に買に行っても差支え
ない その方が障害防止上よい-----主旨としては
-----手続を全部許可にしろというのではないが
-----わからないという時が一番危険だ、届出で
は不十分、罰則をやかましくするとか-----だがそ
れはどうか-----刑にも程度がある。

(井上) 使用確認とか 許可証があるとかいう風に
したら-----

(有沢) それもよい 委員会としては嚴重にした方
がよい 少し位利用が遅れてもその方がよい、始
めはきつい方がよい 段々馴れてくればゆるめて
もよいが-----

(佐々木) 強い規定の方が賛成だが-----

(別府) 物によって違うが-----危険度は区別でき
るか。

(松友) 物量、使い方により色々ある。

(有沢) 販売を米国はどうしているか。

(田宮) 高圧ガスなど *regulation* を出してそれ

(11)

を守れという方法をとっている。

(松友) 米国はライセンスそれに一般と特別とある。

(佐々木) ゲロンに聞えて見たらよい。

——次に管理法案を朗読——

(藤波) 原料部門はなるべくフリーに最後はしめる

という風にしたい。

(有沢) 燃料と炉は許可制か？

(佐々木) そうだ。

(藤波) 詳細な規則を作つてやる。

(有沢) 許可は誰がするか。

(別府) 法律上は総理大臣---- 方針は委員会----

(藤岡) 心配なのは将来 小さい実験炉などできた
とき一々許可をするかだが まあそれはその時で
よいだろう。

(佐々木) 所管大臣も色々考えられるが---- 国際
管理との関連もあり。各省で一々見きれないだろ
う。もう一つ障害防止の点、稀少物質というこ
とで-----

(有沢) それ位の理由でよい だが審査能力を作つ

(12)

てほしい。

(佐々木) 条約を受けたものはどうするか？

(別府) 別途にしたい。

(佐々木) 管理法は大体骨子としてはよいが

——詠承——

(佐々木) 障害防止の方はまだ自信がない。中泉先
生などの意見を聞いて早く大綱を固めたい。

専門部会を作つて固めたらどうか。

(有沢、藤岡) そうしたらよい。

(佐々木) アイソトープ利用小委員会、放射線総合
医学研究所のメンバーを集めて至急検討するよう
にしよう。

以上で 3時45分散会。

(13)